

議案第15号

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例の一部
改正について

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を別
紙のとおり改正する。

平成24年3月7日提出

日野町長 景山 享弘

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長、固定資産評価員及び教育長の給与の特例に関する条例（平成 23 年日野町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(町長、副町長及び固定資産評価員の給与の額の特例)</p> <p>第 2 条 <u>平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで</u>の間(以下「特例期間」という。)における町長、副町長及び固定資産評価員の給料月額 は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成 19 年日野町条第 2 号。以下「特別職給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、次に上げるとおりとする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p> <p>(1) 町長 <u>671,500 円</u></p> <p>(2) 副町長 <u>568,800 円</u></p> <p>(3) 固定資産評価員 <u>377,200 円</u></p> <p>2 略</p> <p>(教育長の給与の額の特例)</p> <p>第 3 条 特例期間における教育長の給料月額は、日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 46 年日野町条例第 7 号。以下「教育長給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、<u>519,850 円</u>とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(町長、副町長及び固定資産評価員の給与の額の特例)</p> <p>第 2 条 <u>平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで</u>の間(以下「特例期間」という。)における町長、副町長及び固定資産評価員の給料月額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成 19 年日野町条第 2 号。以下「特別職給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、次に上げるとおりとする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p> <p>(1) 町長 <u>632,000 円</u></p> <p>(2) 副町長 <u>568,800 円</u></p> <p>(3) 固定資産評価員 <u>369,000 円</u></p> <p>2 略</p> <p>(教育長の給与の額の特例)</p> <p>第 3 条 特例期間における教育長の給料月額は、日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 46 年日野町条例第 7 号。以下「教育長給与条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、<u>508,500 円</u>とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。